

(国土交通省資料に追記)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が
供給促進計画において定める者
 - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えらる。

《改正省令(令和7年6月公布)》

- ・保護観察対象者等
- ・刑の執行等のため
矯正施設に収容されていた者等
- ・困難な問題を抱える女性
が追加、改正

住宅確保要配慮者の範囲(大阪府居住安定確保計画)

- ・低額所得者 ・被災者(発災後3年以内) ・高齢者 ・障がい者 ・子どもを養育している者(妊婦がいる世帯も含む)
- ・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等 ・生活困窮者 ・更生保護対象者 ・東日本大震災による被災者

- ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

※下線は大阪府居住安定確保計画において定める者

・保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 (※範囲を拡大)

《国土交通省・厚生労働省通知》

満期釈放者の2年以内再入率が仮釈放者のそれと比較して高い傾向にあり、**満期釈放者のうち約4割が適当な帰宅先が確保されないまま刑務所を出所している**こともあり、**再犯防止等を図る上で刑務所出所者等の適切な帰宅先の確保が重要な課題**とされているため、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者に加え、生活環境の調整の対象者、刑執行終了者等に対する援助を受けている者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者及び労役場に留置されていた者を追加。



出展：法務省リーフレット

性暴力・性犯罪被害、家庭の破綻、地域社会からの孤立等の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。この点、同法第5条において「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、**住まい**及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう**努めなければならない**」こととされ、同法**第7条第1項に基づく基本方針において、住まいの確保等に関する事項が記載**されたことを踏まえ、同法第2条に規定する困難な問題を抱える女性を追加。

論点① 住宅確保要配慮者の範囲 (改正 (案))

方針 (案)

- ・国土交通省令にて追加・改正されたものを住宅確保要配慮者として追加。
- ・各属性に係る府の関連計画による取組と連携し、総合的な支援を実施。

■住宅確保要配慮者の範囲

現計画	改正 (案)
①法で定められた者 ・低額所得者 ・被災者（発災後３年以内） ・高齢者 ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者 ・子ども（高校生相当以下）を養育している者（妊婦がいる世帯も含む） ②規則で定められた者 ・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養者入所者 ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者等 ・犯罪被害者等 ・生活困窮者 ・更生保護対象者 ・東日本大震災による被災者 ・供給促進計画で定めるもの ③基本方針に示されている者 ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ ・Uターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	①法で定められた者 ・低額所得者 ・被災者（発災後３年以内） ・高齢者 ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者 ・子ども（高校生相当以下）を養育している者（妊婦がいる世帯も含む） ②規則で定められた者 ・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養者入所者 ・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者等 ・犯罪被害者等 ・生活困窮者 ・保護観察対象者等 ・刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者等 ・困難な問題を抱える女性 ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 ・供給促進計画で定めるもの ③基本方針に示されている者 ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ ・Uターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者